

未熟児養育医療給付制度

1 制度の概要について

身体の発育が未熟なままで生まれ、指定養育医療機関での入院養育を必要とする乳児（1歳になる前々日まで）に
対して、その治療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

2 未熟児養育医療の対象者

塩尻市に住所を有する未熟児で、出生時体重が2,000グラム以下またはその他の理由で、指定養育医療機関の
医師が入院を必要と認めた者。

3 未熟児養育医療の給付申請について

令和7年4月～申請用

(1) 手続きに必要なもの

① 養育医療給付申請書

② 世帯調書兼同意書(要押印)

税額基準年 { 4月から6月までに申請する場合 ... 申請の前年度分(令和6年申告分)の市町村民税額
7月から3月までに申請する場合 ... 申請の当該年度分(令和7年度)の市町村民税額

③ 福祉医療費給付金の充当に関する同意書

④ 養育医療意見書(指定養育医療機関の医師の意見書) 後日、塩尻市から納付書を送付いたしますので、指定金融機関で、

⑤ 新生児が加入する医療保険がわかる書類 (マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等)

⑥ 世帯全員分の個人番号(マイナンバー)がわかる書類 ... 例: 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票
(新生児のマイナンバーは「個人番号通知書」により通知されますが、こちらはマイナンバーを証明する書類として使用できません。)

⑦ 申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート等)

⑧ 印鑑(シャチハタ可)

※申請していただき、給付決定されると、医療券をご自宅に送付します。医療機関に提示してください。

4 自己負担金について

医療保険の対象となる医療費を病院の窓口でお支払いいただく必要はありません。(おむつ代など保険対象外の費用は別です。)

世帯の市町村民税額に応じて自己負担金額が決定されます。ただし、塩尻市福祉医療費給付金制度を併用することが
できますので、実際保護者の方にお支払いいただく費用はありません。

※令和7年3月(塩尻市子どもの医療費無料化)以前の診療分については、1医療機関につき1月500円を負担していただきます。

後日、塩尻市から納付書を送付いたしますので、指定金融機関でお支払いください。

※食事代(ミルク代)等は、塩尻市福祉医療費給付金制度の対象外ですので、委任状を提出いただいた場合でも、
高所得者の方など一部の方には食事代を負担していただく場合があります。

【医療費負担のイメージ】

福祉医療費から充当

医療保険(8割)	(高額医療費)	公費	一部負担金
医療保険が負担		公費負担	申請者負担金額